

新潟県条例第48号

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（平成26年新潟県条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「特定野生鳥獣」とは、<u>次に掲げる野生鳥獣をいう。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。</u></p> <p>(1) <u>カワウ</u>                  (2) <u>ハシボソガラス</u>                  (3) <u>ハシブトガラス</u>                  (4) <u>ムクドリ</u>                  (5) <u>ニホンザル</u>                  (6) <u>タヌキ</u>                  (7) <u>ツキノワグマ</u>                  (8) <u>ハクビシン</u>                  (9) <u>イノシシ</u>                  (10) <u>ニホンジカ</u>                  (11) <u>前各号に掲げるもののほか、県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものとして規則で定める野生鳥獣</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、<u>捕獲等をした特定野生鳥獣が自然の恵みであるという認識の下に、これを食品、肥料等としてできる限り有効に活用することをいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(特定野生鳥獣関係団体の役割)</p> <p><b>第7条</b> 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その<u>管理及び有効活用のための効果的な手法に関する情報の発信等</u>特定野生鳥獣の</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「特定野生鳥獣」とは、<u>カワウ、ニホンザル、タヌキ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカその他規則で定める県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣をいう。ただし、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。</u></u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、<u>捕獲等をした特定野生鳥獣を自然の恵みとしてできる限り有効に活用することをいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(特定野生鳥獣関係団体の役割)</p> <p><b>第7条</b> 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その有効活用のための手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用</p>

<p>管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施策の推進)</p> <p><b>第9条</b> 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する施設の整備の推進に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>に資する取組を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施策の推進)</p> <p><b>第9条</b> 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>
--	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例による改正後の新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。